

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開 (平成27年度上半期分)

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、も しくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分
公益財団法人 ニッセイ文化振興財団	芸術文化振興基金助成金 (「ニッセイ名作シリーズ ニッセイ名作鑑賞教室2015/NISSAY OPERA 2015 オペラ「ドン・ジョヴァンニ」)に対して)	14,022,000		平成27年5月28日		公財	国所管
公益財団法人 東京オペラシティ文化財団	芸術文化振興基金助成金 (「コンポージアム2015」に対して)	8,522,000		平成27年5月28日		公財	国所管
公益財団法人 井上バレエ団	芸術文化振興基金助成金 (「アネックスシアター ~次世代への架け橋 vol.3」に対して)	1,522,000		平成27年5月28日		公財	国所管
公益財団法人 サントリー芸術財団	芸術文化振興基金助成金 (「サントリー芸術財団コンサート 作曲家の個展2015 原田敬子」に対して)	1,622,000		平成27年6月15日		公財	国所管
公益財団法人 ジェスク音楽文化振興会	芸術文化振興基金助成金 (「第36回霧島国際音楽祭2015」に対して)	9,522,000		平成27年6月15日		公財	国所管
公益社団法人 日本劇団協議会	芸術文化振興基金助成金 (「高校生のための巡回公演」に対して)	16,022,000		平成27年6月15日		公社	国所管
公益社団法人 教育演劇研究協会	芸術文化振興基金助成金 (「小規模小学校巡回公演」に対して)	3,522,000		平成27年6月15日		公社	国所管
公益社団法人 日本児童青少年演劇協会	芸術文化振興基金助成金 (「児童青少年演劇地方巡回公演」に対して)	10,022,000		平成27年6月15日		公社	国所管
公益財団法人 文楽協会	芸術文化振興基金助成金 (「文楽地方公演 10月・3月(全国)」に対して)	20,022,000		平成27年6月15日		公財	国所管
公益財団法人 アフィニス文化財団	芸術文化振興基金助成金 (「アフィニス夏の音楽祭2015広島」に対して)	6,522,000		平成27年7月3日		公財	国所管
公益財団法人 サイトウ・キネン財団	芸術文化振興基金助成金 (「2015セイジ・オザワ 松本フェスティバル 若手音楽家・青少年育成事業」に対して)	6,522,000		平成27年7月3日		公財	国所管
公益財団法人 サントリー芸術財団	芸術文化振興基金助成金 (「サントリー芸術財団サマーフェスティバル2015」に対して)	13,022,000		平成27年7月3日		公財	国所管
公益財団法人 札幌市芸術文化財団	芸術文化振興基金助成金 (「創生劇場 観喜能~KANKINOH~」に対して)	1,183,000		平成27年7月29日		公財	国所管
公益財団法人 東京オペラシティ文化財団	芸術文化振興基金助成金 (「サイモン・フジワラ ホワイトデー」に対して)	1,961,000		平成27年8月28日		公財	国所管

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、も しくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分
公益財団法人 サントリー芸術財団	芸術文化振興基金助成金 (「久隅守景」展)に対して)	2,261,000		平成27年8月28日		公財	国所管
一般社団法人 全日本合唱連盟	芸術文化振興基金助成金 (「2015こどもコーラス・フェスティバルinひろしま」に対して)	683,000		平成27年8月28日		一社	国所管
公益財団法人 札幌市芸術文化財団	芸術文化振興基金助成金 (「札幌美術展 モーション/エモーション - 活性の都市 -」に対して)	1,561,000		平成27年9月17日		公財	国所管

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。